

○新潟市いじめ問題調査点検委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市いじめ問題調査点検委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解嘱)

第5条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委員を解嘱することができる。

- (1) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態について特別の利害関係を有するとき。
- (2) 新潟市いじめ防止対策等専門委員会(新潟市附属機関設置条例により設置された新潟市いじめ防止対策等専門委員会をいう。)の委員と特別の利害関係を有するとき。
- (3) 心身の故障のため職務の遂行ができないとき。
- (4) 職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があるとき。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、資料の提出、説明又は意見を求めることができる。

(会議の非公開)

第9条 会議は、非公開とする。

(秘密を守る義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。